

議員提出議案第15号

医療・介護サービスの提供体制の改革について必要な対策を求める意見書

平成12年に導入された我が国の介護保険制度は、介護や支援が必要な高齢者とその家族が、生涯いきいきと暮らしていくために必要不可欠なものとして社会全体に根付いています。

また、平成17年の介護保険法改正では、要支援者に対する介護サービスは、介護予防を重視する予防重視型システムに転換が図られました。

そのような中、本年8月に社会保障制度改革国民会議から内閣総理大臣に対して今後の医療・介護サービスの提供体制の改革等に関する報告がなされ、翌9月には、その報告を受け、厚生労働省から社会保障審議会介護保険部会に具体的な案が示されました。

この案は、要支援者に対する介護サービスを、その内容や料金等について市町村に裁量を持たせる地域支援事業に移行させる内容となっており、ボランティア、NPO、民間企業等を活用していくことを想定しています。

よって、国においては、今後、要支援者に対する介護サービスの在り方を検討していくに当たっては、その実施主体となる地方自治体と十分に協議を行い、必要となる対策を講じていくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之